

○うるま市民ふれあい農園要綱

平成21年1月15日

告示第3号

(目的)

第1条 この告示は、うるま市民ふれあい農園（以下「農園」という。）を設置することにより、市民の余暇の善用と農作業等を通して自然とふれあう機会を提供し、ゆとりのある市民生活に寄与することを目的とする。

(指定)

第2条 農園は、沖縄県中部農業改良普及センター、うるま市農業委員会、沖縄県農業協同組合及び沖縄県花卉園芸農業協同組合等の協力を得て、別表の土地を市が借用の上、市長が指定するものとする。

(区画面積)

第3条 農園の区画面積は、一区間おおむね20平方メートルとする。

(使用者の資格)

第4条 農園の使用者（以下「使用者」という。）の資格は、次の各号に該当する者とする。

- (1) うるま市内に住所を有している者
- (2) 耕作可能な土地を有していない者

(禁止行為)

第5条 使用者は、農園において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) うるま市民ふれあい農園使用心得に反すること。
- (3) 使用農園を転貸すること。

(使用できる区画地の数)

第6条 使用できる区画地の数は、使用者の同一生計家族につき一区画とする。

(区画地の使用料)

第7条 区画地の使用料は、無料とする。

(区画地の使用期間)

第8条 区画地の使用期間は、2年とする。ただし、市長が認めたときは、継続して使

用することができる。

(使用許可申請及び使用許可)

第9条 農園を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、市民ふれあい農園使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による使用許可の申請があったものについて審査し、適当と認めるときは、市民ふれあい農園使用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(使用許可の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が使用を辞退したとき。
- (2) 第4条に該当しなくなったとき。
- (3) 第5条に掲げる行為をしたとき。
- (4) 使用許可区画地を正当な理由なく耕作しないとき。
- (5) その他市長が特に取消の必要を認めたとき。

2 市長は、前項により使用許可を取り消そうとするときは、市民ふれあい農園使用許可取消通知書（様式第3号）により、使用者に通知するものとする。

(使用許可区画地返還)

第11条 使用者は、第8条の規定による使用期間が終了したとき、又は第10条の規定により使用許可を取り消されたときは、速やかに使用区画地を現状に復し、市長に返還しなければならない。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市長は、損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、農園の使用に際し、施設等を破損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年1月15日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日告示第 81 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、第 1 条の規定による改正前のうるま市男女共同参画国内外研修派遣補助金交付要綱、第 2 条の規定による改正前のうるま市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱、第 3 条の規定による改正前のうるま市光ファイバケーブルの貸付事業要綱、第 4 条の規定による改正前のうるま市家庭的保育事業等の認可に関する要綱、第 5 条の規定による改正前のうるま市立保育所時間外保育事業実施要綱、第 6 条の規定による改正前のうるま市立保育所一時預かり事業実施要綱、第 7 条の規定による改正前のうるま市認可外保育施設保育料助成事業実施要綱、第 8 条の規定による改正前のうるま市ひとり親家庭等に対するファミリー・サポート・センター利用料助成事業実施要綱、第 9 条の規定による改正前のうるま市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱、第 10 条の規定による改正前のうるま市高等職業訓練促進継続給付金事業実施要綱、第 11 条の規定による改正前のうるま市在宅高齢者等日常生活用具給付事業実施要綱、第 12 条の規定による改正前のうるま市在宅介護者手当支給要綱、第 13 条の規定による改正前のうるま市外出支援サービス事業実施要綱、第 14 条の規定による改正前のうるま市緊急通報システム事業実施要綱、第 15 条の規定による改正前のうるま市ふれあいコール事業実施要綱、第 16 条の規定による改正前のうるま市後期高齢者医療保険料の納付方法変更に係る申出に関する事務取扱要綱、第 17 条の規定による改正前のうるま市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱、第 18 条の規定による改正前のうるま市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱、第 19 条の規定による改正前のうるま市更生訓練費支給事業実施要綱、第 20 条の規定による改正前のうるま市国民健康保険被保険者証の返還及び資格証明書交付等に関する要領、第 21 条の規定による改正前のうるま市介護保険料滞納者に係る保険給付の制限等に関する実施要綱、第 22 条の規定による改正前のうるま市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施補助金交付要綱、第 23 条の規定による改正前のうるま市介護保険施設等監

査要綱、第24条の規定による改正前のうるま市一般廃棄物処理手数料徴収事務委託要綱、第25条の規定による改正前のうるま市専用水道及び簡易専用水道に関する規程、第26条の規定による改正前のうるま市民ふれあい農園要綱、第27条の規定による改正前のうるま市中小企業等事業拡大支援事業補助金交付要綱、第28条の規定による改正前のうるま市地域経済循環創造事業補助金交付要綱、第29条の規定による改正前のうるま市東照間商業等施設の使用企業選定要綱、第30条の規定による改正前の都市計画法第53条及び第65条の規定による建築行為等の許可等に関する事務取扱要綱、第31条の規定による改正前のうるま市景観地区助成金交付要綱及び第32条の規定による改正前のうるま市公共下水道接続促進事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第2条関係）

農園所在地：うるま市字兼箇段寄利原地内

農園面積：3,759m<sup>2</sup>（≒1,200坪）

地番	面積（m <sup>2</sup> ）
うるま市字兼箇段寄利原1414番の1	1,683
うるま市字兼箇段寄利原1414番2	22
うるま市字兼箇段寄利原1415番	2,054

様式第1号(第9条関係)

市民ふれあい農園使用許可申請書

年 月 日
うるま市長 様
申請者 住 所 氏 名 電 話
㊟
うるま市民ふれあい農園を使用したいので申請します。

資 格 等 の 確 認 欄	
1 うるま市内における住所の有無	有 無
2 耕作可能な土地の所有状況	有 無
3 その他	
確認者職・氏名	

※ 申請者は、「資格等の確認欄」は、記入しないでください。

様式第2号(第9条関係)

市民ふれあい農園使用許可書

年 月 日	
様	
うるま市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
年 月 日付けをもって申請のあったうるま市民ふれあい農園の使用について、次のおり許可します。	
所在地	うるま市字兼箇段寄利原地内
使用区画番号	第 号
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用条件	「うるま市民ふれあい農園要綱」及び「うるま市民ふれあい農園使用心得」を遵守すること。

様式第3号(第10条関係)

市民ふれあい農園使用許可取消通知書

年 月 日

様

うるま市長



年 月 日付け、許可書を交付した、市民ふれあい農園の使用について、うるま市民ふれあい農園要綱第10条に基づき、下記により取り消します。

使用区画番号 第 記号  
理 由 :

教示

- 1 この処分不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、うるま市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、うるま市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日から起算して1年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第1号（第9条関係）

様式第2号（第9条関係）

様式第3号（第10条関係）